

保護者の皆様へ

令和 7 年度 特別支援教育就学奨励費についてのお知らせ

由布市教育委員会

由布市では、「特別支援学級」に在級する児童生徒の保護者に対して、ご家庭の事情に応じて学用品費等の一部を援助しています。援助を希望される方は、以下の説明をお読みのうえ必要書類を添えて申請してください。世帯の人数、構成等に関係なく申請できます。ただし、申請により就学奨励費の支給が確定するものではありません。認定中の方も、引き続き援助を希望される場合には、毎年申請が必要です。

※就学援助と就学奨励費の同時申請となります。収入状況によっては、補助率の大きい就学援助の認定となる場合もあります。

※就学奨励費については、由布市在住且つ由布市内の小中学校「特別支援学級」に在級する児童生徒に限りです。

1 特別支援教育就学奨励費の主な支給内容（令和 6 年度の場合）

費目	支給額等	小学校 (年間上限額)	中学校 (年間上限額)	
学用品費及び通学用品費	年間上限額	5,820 円	11,370 円	
新入学児童生徒学用品費 (1 年生のみ)	年間上限額 (入学準備金受給者は支給なし)	25,555 円	30,490 円	
修学旅行費	実費の 1 / 2	10,790 円	28,860 円	
校外活動費（宿泊あり）	実費の 1 / 2	1,845 円	3,105 円	
校外活動費（宿泊なし）	実費の 1 / 2	800 円	1,155 円	
学校給食費	実費の 1 / 2	24,750 円	1・2 年生	26,950 円
			3 年生	25,025 円
オンライン学習通信費	年間上限額	7,000 円	7,000 円	
通学費（遠距離通学者）	実費または実費の 1 / 2	—	—	

※オンライン学習通信費については、各世帯 1 人に対し支給します。

※世帯所得による支弁区分（認定区分Ⅰ～Ⅲ）により、下表のとおり、支給費目・支給金額が異なります。（認定基準額については、目安となる参考例を記載しています）

支弁区分	認定基準	各援助対象経費の支給額			
		学用品費及び通学用品費、新入学児童生徒学用品費	修学旅行費、校外活動費、学校給食費	オンライン学習通信費	通学費
第Ⅰ区分	世帯の需要額に対する収入額が 1.5 倍未満	年間上限額	実費の 1/2	年間上限額	実費
第Ⅱ区分	〃 1.5 倍以上 2.5 倍未満			—	
第Ⅲ区分	〃 2.5 倍以上	—	—	—	実費の 1/2

2 就学奨励費の申請方法

就学奨励費の申請をされる方は、学校で申請書を受け取り、必要事項を記入のうえ、

2月28日（金）までに学校へ提出してください。

※ 申請書の「援助を受けたい理由」の⑪に○をし、特別支援学級在籍の有無の欄にチェックをしてください。

※ お子さまが小学校と中学校にそれぞれ就学されている場合、受給申請書は、学校別にそれぞれ記入して提出してください。

※ 就学奨励費の適・不適の判断が困難な場合は、面接のうえ、調査することがあります。

3 結果の通知等

申請された方については、6月下旬に審査され、審査結果を通知します。

就学奨励費は8月・12月・3月に支給されます。なお、認定された後に転出等で該当要件を欠くことになった場合には、取消の申出が必要となりますので、学校又は学校教育課へお問い合わせください。

4 認定基準額の参考例

【世帯構成】父（42才）：会社員、母（39才）：パート、

子（本人・14才）：由布市立中学校3年〈特別支援学級在籍〉、

子（弟・11才）：小学6年

※年齢は前年の12月末日時点

【生活保護基準需要額】187,873円 ※世帯の人数、年齢構成などで金額が異なります。

年間所得※1	所得控除※2	収入月額 （（年間所得 - 所得控除） / 12）	収入額/需要額	支弁区分
300万円	50万円	208,333円	1.11倍	I区分
500万円	70万円	358,333円	1.91倍	II区分
700万円	90万円	508,333円	2.71倍	III区分

※1 年間所得…市民税の課税の基礎となった世帯全員分の所得額

※2 所得控除…社会保険料、生命保険料、地震保険料及びひとり親控除の額

お問い合わせ先 ： 学校または由布市教育委員会 学校教育課 TEL 097-582-1179
